

主任技術者の専任に係る取扱いについて

令和 7 年 2 月 1 日

契約検査室

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 27 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるとされているところであるが、本市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）においては、当面の間、次のとおり取り扱うものとする。

1 対象工事

市発注工事で専任の主任技術者を置くこととされている工事（請負代金の額が 4,500 万円（当該工事が建築一式工事である場合は、9,000 万円）以上の工事）

2 建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用に係る判断基準

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

施工にあたり相互に調整を要する工事については、「資材の調達を一括で行う場合」や「工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合」等が含まれる。

(2) 工事現場の相互の間隔が概ね 10 km 以内の範囲であること。

(3) 同一の建設業者が施工する場合であること。

(4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件とする。

※ いずれの工事も、土木工事以外の建築工事等や、民間発注者による工事も含まれる点について留意すること。

3 専任の主任技術者の兼務を認めない工事

(1) 薩摩川内市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成 17 年薩摩川内市告示第 370 号）に基づく特定建設工事共同企業体が施工する工事

(2) 鉄道近接工事で、（一般社団法人）日本鉄道施設協会が認定する「工事管理者」及び「列車見張員」を配置する工事

(3) 工事内容及び施工管理の難易度等から、兼務では施工の技術上の管理に支障があると認める工事

4 主任技術者の兼務に係る手続

(1) 市発注工事を新たに受注し、当該工事に配置予定の専任を要する主任技術者が、

既に受注している他の工事（本市が発注した工事のほか、本市以外の者が発注した工事を含む。）の主任技術者と兼務をしようとする場合は、新たに受注した工事の落札決定から契約締結までの間に、「専任の主任技術者の兼務申請書(1)」（様式 1）を本市に提出し、承認を得ること。

- (2) 市発注工事を既に受注し、当該工事に配置している専任を要する主任技術者が、新たに受注した工事（本市が発注した工事のほか、本市以外の者が発注した工事を含む。）の主任技術者と兼務をしようとする場合は、新たに受注した工事の落札決定から契約締結までの間に、「専任の主任技術者の兼務申請書(2)」（様式 2）を本市に提出し、承認を得ること。

- (3) (1)又は(2)の場合にあって、専任を要する主任技術者が兼務をしようとする工事に、本市以外の者が発注した工事がある場合は、新たに受注した工事の落札決定から契約締結までの間に、当該本市以外の発注者の承認を得ること。

		右上：後発工事提出様式 左下：先発工事提出様式	
		新たに受注した市発注工事	
		専任を要しない工事の主任技術者（注 1）	専任を要する工事の主任技術者（注 2）
既に受注している市発注工事	専任を要しない工事の主任技術者（注 1）	提出不要 提出不要	様式 1 を提出（4 (1)） 提出不要
	専任を要する工事の主任技術者（注 2）	提出不要 様式 2 を提出（4 (2)）	様式 1 を提出（4 (1)） 様式 2 を提出（4 (2)）

注 1：専任を要しない工事とは、請負金額が4500万円（建築一式工事は9000万円）未満の工事

2：専任を要する工事とは、請負金額が4500万円（建築一式工事は9000万円）以上の工事